

第4回ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会

1 日時

令和3年1月18日（月）

※ 緊急事態宣言発令に伴い、報告書案について各委員から意見を書面にて提示することで出席に代えることとした。

2 有識者委員

井田 良	中央大学大学院法務研究科教授
猪野 憲一（京子）	桶川事件御遺族
小早川 明子	NPOヒューマニティ理事長
野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
番 敦子	弁護士
星 周一郎	東京都立大学法学部教授

3 議事概要

「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書（案）」について、「検討会の議論の中で『G P S機器』でないと取り締まれない条文ではいけないという意見に反対はなかつたので、少なくとも論点のまとめの『規制の方向性』では、『G P S機器』ではなく『G P S機器等』に変えるべき」という意見を踏まえ、原案に必要な修正を行うこととされた。

有識者委員からのその他の意見等は以下のとおり。

- 本報告書は、現行のストーカー規制法につき、早急に改正すべき点を指摘したものであり、適切なものと考えている。私個人は、検討会における議論を通じ、この法律が基本的によく考えて作られたものと再確認することができた。それは被害者保護と禁止行為の明確性という、調整の難しい二つの要請の間のバランスを巧みにとったものといえよう。今後も、こうした法律の基本思想を尊重しつつ、時代環境の変化にその内容を適合させていくことが求められよう。本法の制定の際には、それが大きな規制の権限を認めることに対し、一部には懐疑的意見も表明された。しかし、今やそうした批判的意見が姿を消したことは、本法の基本的内容の正しさを証しするものであると同時に、これを運用する各機関の努力によるものもある。今後も、関係各機関には、本法の下で有効かつ迅速な被害者保護のために尽力していただくことをお願いしたい。
- 近年のストーカー事案相談件数が2万件台で高止まりしている状況に、不安で悲惨な生活を過ごしている被害者の方々の救いを求める叫び声が聞こえてくるように感じる。この状況において、短期間の中、検討委員の極めて積極的な討議を経て、新たな手口を含めた各論点（G P S機器を用いた位置情報の取得、文書の連続送付、見張り等の場

所的要件の見直し)における規制対象の追加、方向性の明確化を全会一致で取りまとめた意義は大きく、被害者の声に十分寄り添えたと思う。

そして、禁止命令等の方法に係る規定の整備に関しては、ストーカー加害者の逃げ得を許さぬ姿勢は、被害者に対し、大きな安心感を与える事になるので評価できると思う。

今後は、早急に法制化を進め、現状の各ストーカー事案の規制活動を積極的、効果的に進め事案件数を大幅に激減させてもらいたいと願っている。

また、被害者の安全確保の観点から、ストーカー行為の規制の在り方に関する中長期的な検討の必要性や、ストーカー事案が依然として多発している状況に対し、加害者対策、教育活動を通じた被害防止に関する知識の普及啓発に関する発言があり、賛同すべき事項であると考える。

○ G P S 機器を用いた位置情報の取得を規制対象にするという報告書が取りまとめたことは大変良かったと思う。また、議論でG P S 以外の位置情報法取得システムについても規制すべきとの意見があった。既に基地局位置情報方式や無線L A N 方式などがあり、今後も増えていく可能性を見越して、他の委員の指摘にあるように、「法律にはG P S と書き込みます」に、「包括的に取り締まれることができるよう」な文言にしてほしい。G P S は下位法令にて具体的な規制対象として定めるのが良いのだろうと思う。

○ 本報告書に賛成する。本報告書の大きなポイント（意義）は、「被害者・要保護者」の視点に立った提言になっているところにあると考える。具体的には、以下の三点である。

第一に、令和2年7月の最高裁判決をふまえ、G P S 機器等を利用したストーカー事案への「早急な対応の必要性」を明示し、その対応の方向性を具体的に示したことである。このように、必要となる施策の制度化にスピーディーに対応していくこと（その姿勢をみせること）は、被害者・要保護者の不安感の払拭に大いに資するものと考える。

第二に、G P S 機器等の規制の在り方を含め、被害者・要保護者にとって必要と考えられる（被害者・要保護者が求める）規制の内容や法整備にあたっての留意点が列挙され、検討されていることである。この領域には、被害者目線でなければ想像に難い不安や危険の存在が少なくないと思われ、これらの問題を議論の俎上に載せることは大変に重要であると考える。

第三に、ストーカー行為の規制の在り方に関する中長期的な検討の必要性について言及されていることである。報告書で述べられているとおり、今後、この領域における規制の在り方について不断の見直しが図られることが必要であり、また、このよう

に検討を継続していくことは、被害者・要保護者の方々がなにより強く希望されていることと思う。

最後に、今後の検討に対する要望点（私見）は、次の通りである。ストーカー行為等の規制とは、警察行政（ストーカー規制法による規制）と一般行政（地方公共団体における条例による規制）とにまたがる（いわば）「競合領域」にある問題と言える。したがって、今後の検討にあたっては、この競合領域への対応、すなわち、関係各主体の関係の整理や連携の在り方、行政法的な手法と刑事法的な手法との組み合わせ、抽象的な危険から危険の顕在化に至る（事前から事後への）連続性のある対策手法の在り方といった問題について検討をして、仕組みの強化・充実の方策を検討していくことが望まれる。

- この度は、G P S 監視についての令和2年7月の最高裁判所判決を受け、これに伴う改正を中心に論じた。他の委員のご発言に、ストーカー被害の重大性を改めて痛感した。

全委員が、ストーカー被害の防止、ストーカー被害者の保護という視点を有し、その観点から活発かつ有意義な議論ができたと思う。最高裁判決が契機ではあったが、文書送付や禁止命令についても議論をし、早急に報告書をまとめることができたのは大変良かったと感じている。

今後は、不足を補う若しくは欠落を埋めるという改正だけではなく、科学技術や社会情勢の変化に対応して、どのような規制等の在り方がストーカー被害者の保護に資するのか、また、被害者の不安を少しでも払拭し、再被害や再犯を防止するためにはどのような処罰の在り方がよいのか、中長期的な議論が必要ではないかと考える。

- 科学技術の進展に伴い、法制定当初には想定し得ず、現行規定の法解釈では対応し切れない位置情報の取得といった態様でのストーカー行為が出現し、また、現行法の枠組みの間隙を突くような態様でのストーカー行為もなされ、また禁止命令等への行為者の対応にも苦慮する事態も生ずる状況に至っている中、被害者に対する危害・侵害の程度において同質でありながら、規制対象に十分になり得ない態様を対象とし、また規制の実施をより実効的にするための対応の在り方について、一定の方向性を示す報告書がまとめられたことは、きわめて重要な意義があると思う。

今後、この方向性を踏まえた、すみやかな対応がなされることを強く期待するとともに、法改正が実現された際には、法の趣旨を踏まえ、手続の適正に留意しつつ、被害防止に資する的確な運用をお願いしたい。

他方で、ストーカー行為規制については、残念ながら今後も難しい対応が迫られる状況も予想される。法制定から二十年が経過した現在、ストーカー行為規制の在り方そのものも含めた継続的な検討も期待される。

以上